

## 公契約法の速やかな制定を求める意見書

今、公契約関連事業に1,000万人規模の労働者が就労し、公共事業を初め、さまざまな公共サービスを支えている。

建設業においては重層的な下請構造のもと、賃金の低下、労働条件の悪化など、建設労働者の生活を不安定なものにし、技能継承や公共工事の質に影響を及ぼしている。

また、公共調達における契約、業務委託や指定管理者制度においては、入札の低価格競争によって低賃金、労働条件の悪化、官製ワーキングプアを生み出し、事業者や労働者の状態を悪化させ、事業の継続や公共サービスの質に影響を与えている。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共サービス基本法」などが施行されているが、公契約市場における実態は改善していない。

公契約法は、自治体などが民間に発注する契約のもとで働く労働者の賃金や労働条件を確保することを目的とするものであるが、同時に良質な事業、公共サービスを推進する上でも有効な制度である。

諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律が制定されており、1949年にはILO第94号条約（公契約における労働条項に関する条約）が採択されているが、日本政府はこの条約をいまだに批准していない。

公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律を整備し、必要な実効ある措置を講じることが求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ILO第94号条約を速やかに批准するとともに、公契約法を制定することを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司